

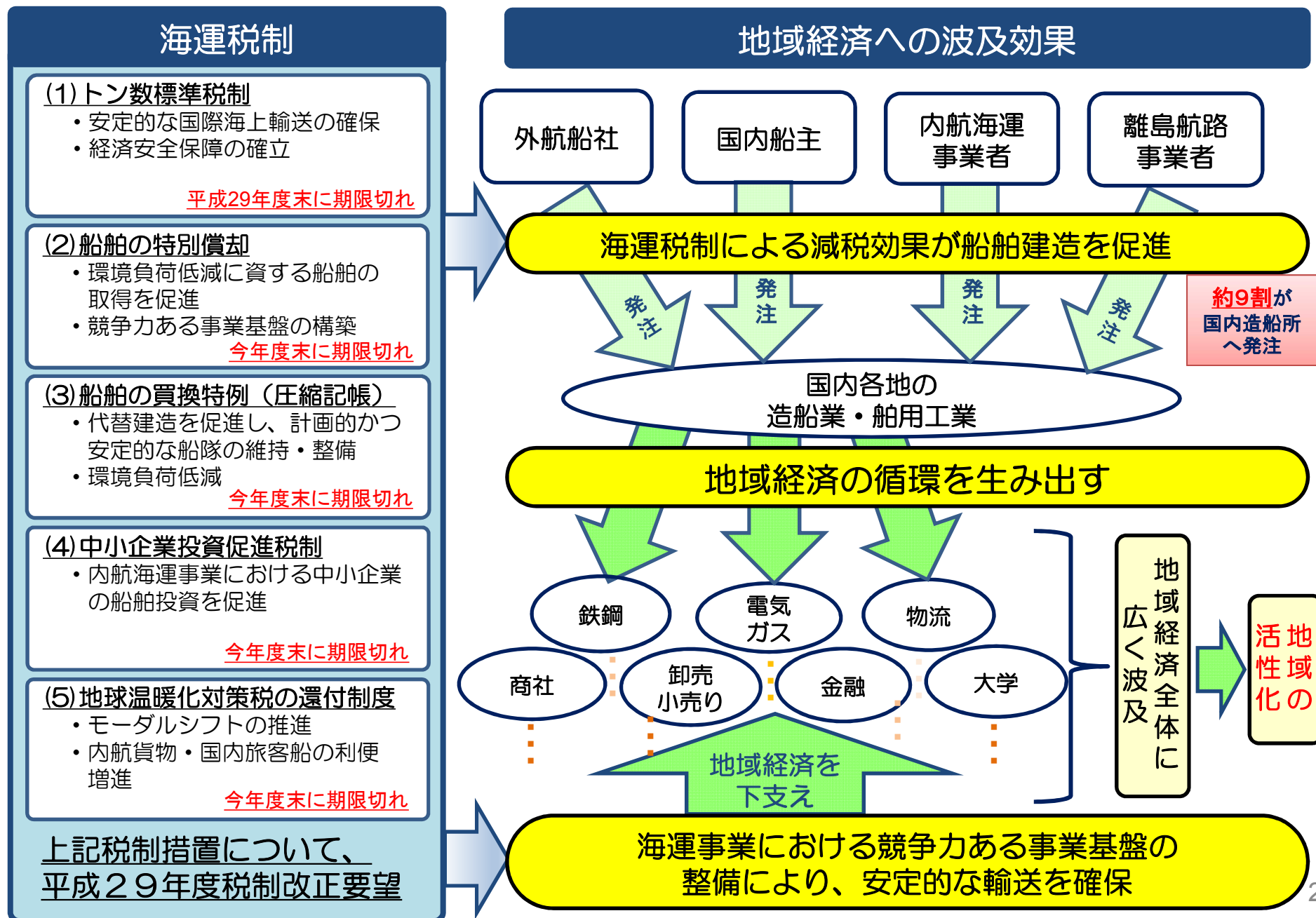
# 平成29年度 海事局関係税制改正要望

---

# 平成29年度 海事局関係税制改正要望

| 項 目                    | 税 目          |              | 頁 |
|------------------------|--------------|--------------|---|
| (1) トン数標準税制の拡充・延長      | 法人税等         | 外航海運         | 1 |
| (2) 船舶の特別償却制度の拡充・延長    | 法人税等         | 外航海運<br>内航海運 | 2 |
| (3) 船舶の買換特例（圧縮記帳）制度の延長 | 法人税等         | 外航海運<br>内航海運 | 2 |
| (4) 中小企業投資促進税制の延長      | 法人税等         | 内航海運         | 3 |
| (5) 地球温暖化対策税の還付措置の延長   | 地球温暖化対策のための税 | 内航海運         | 4 |

# 海運税制による地域経済への波及効果



# (1) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充・延長(法人税・法人住民税・法人事業税)

我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化を踏まえ、我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図るため、準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶にまで対象を拡充するとともに、適用期間を5年間延長する。

## 施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、**貿易量の99.6%を海上輸送**に、そのうち**64.0%を日本商船隊**に、それぞれ依存している。
  - このような中、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、**日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保**の重要性が一層顕在化。
- ➡ **トン数標準税制による日本船舶を中核とした安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立が不可欠。**

### 【海洋基本計画抜粋(平成25年4月閣議決定)】

「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて450隻体制の早期確立を図る」

## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【法人税・法人住民税・法人事業税】

対外船舶運航事業者(※)が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。

- ① 日本船舶
- ② 準日本船舶(対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶)

(※) 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業を営む者

### 要望

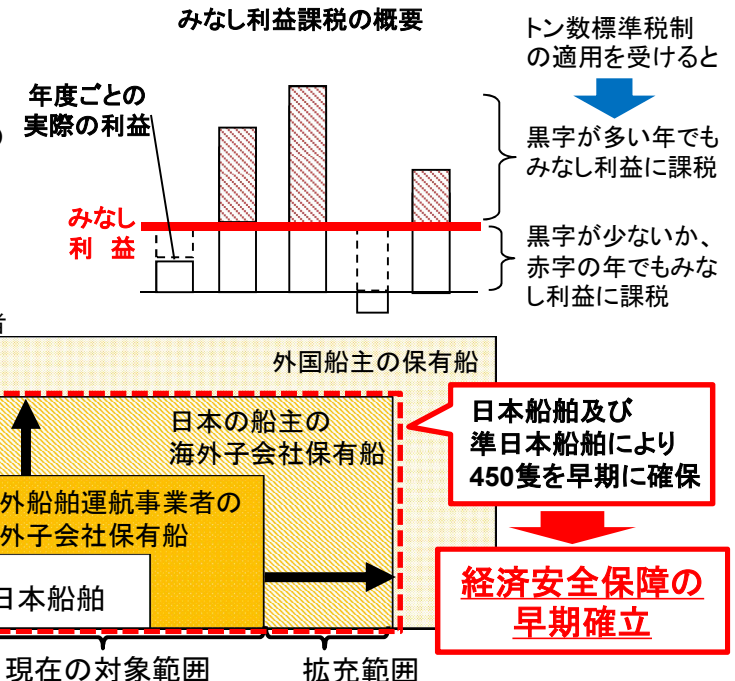
#### 【要望事項】① 準日本船舶の対象範囲の拡充

**日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶**にまで対象を拡充する。

#### ② 日本船舶の確保の目標の柔軟化

**現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることが**できる柔軟な仕組みを導入。

【適用期間】5年間(平成30年度以降の適用)



## (2)船舶に係る特別償却制度の拡充・延長(所得税・法人税)

### (3)海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長(所得税・法人税)

#### 船舶の特別償却制度

環境負荷低減船舶の建造促進を図るため、船舶に係る特別償却制度を拡充及び2年間延長する。

#### 船舶の買換特例

環境負荷低減を図りつつ代替を促進し、計画的かつ安定的な船隊の維持・整備を図るため、船舶から船舶への買換等の場合の課税の特例措置を3年間延長する。

#### 船舶の特別償却制度

#### 施策の背景

- 我が国においては、貿易の99.6%、国内貨物輸送の約4割(産業基礎物資の約8割)を海上輸送に依存しており、また災害時の支援物資等の輸送を担うなど、海運は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラ。
- 国際的・社会的にCO2削減等の環境負荷低減が求められている海運について、**環境負荷低減に資する船舶の普及を促進**する必要がある。

- 我が国の国民生活や経済活動を支える海運について、**環境負荷低減に資する船舶の普及を促進し、競争力ある事業基盤を構築**する必要がある。

#### 重要資源の対外依存度

資源に乏しい我が国は、1次エネルギーのほとんどを海上輸送に依存している

|     |      |
|-----|------|
| 鉄鉱石 | 100% |
| 石炭  | 100% |
| 原油  | 100% |
| LNG | 97%  |

#### 要望の概要

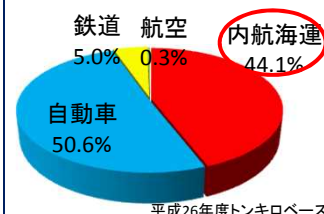
特例措置の内容 【所得税・法人税】環境低負荷船について、特別償却

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| (外航) 日本籍船: 18%     | 外国籍船: 16%      |
| (内航) 高度環境低負荷船: 18% | 環境低負荷船: 16%    |
| (CO2排出削減量約16%)     | (CO2排出削減量約12%) |

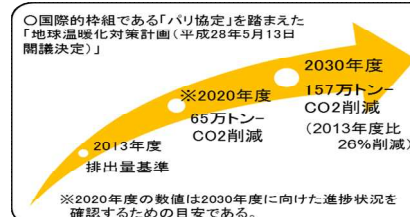
#### 要望

内航について**一部拡充**の上、**現行の措置を2年間延長**する。  
(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

#### 国内の輸送機関別シェア



#### 内航海運におけるCO2排出削減目標



#### 施策の背景

- 事業環境にとらわれず、老朽化が進む**船舶の代替を促進**し若返りを図る等、環境負荷低減を図りつつ、**計画的かつ安定的に事業基盤を維持・整備**する必要がある。

#### 要望の概要

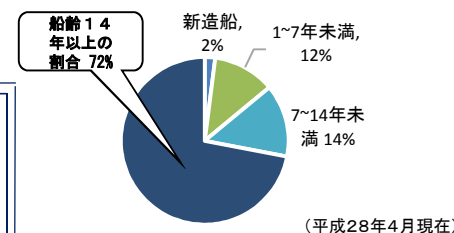
特例措置の内容 【所得税・法人税】

船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%の課税繰延べ

#### 要望

**現行の措置を3年間延長**する。(平成29年4月1日～平成32年3月31日)

#### 内航船の船齢構成



#### 船舶の買換特例

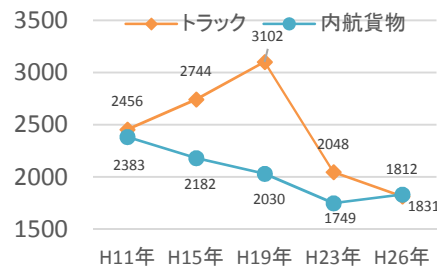
## (4) 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制)の延長・拡充(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック(車両総重量3.5t以上)、内航貨物船、その他機械装置等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度について、対象設備を拡充の上、2年間延長する。

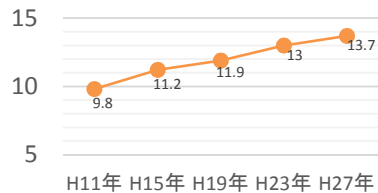
### 施策の背景

- 長引く景気低迷による荷動きの減少等により、トラック運送業、内航海運業等の経営は、極めて厳しい状況
- 経営状況の悪化による投資余力の減少により、トラック車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

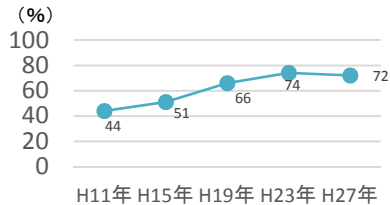
貨物輸送トンキロ(単位:億トンキロ)



トラックの平均使用年数(単位:年)



内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)



### 政策の目標

トラック車両、内航貨物船、その他機械装置等の購入・代替の促進



- ・トラック車両の代替促進を通じ、トラック輸送の生産性の向上に寄与
- ・老朽船の代替建造の促進を通じ、内航輸送の生産性の向上に寄与
- ・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復及び国民生活や経済活動の円滑化に寄与

### 要望の概要

#### 特例措置の内容

【所得税・法人税】取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除  
(対象設備:トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア)

#### 要望

現行の措置を対象設備を拡充の上、2年間延長する。(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

## (5)より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長(地球温暖化対策のための税)

一定の運送の用に供する石油製品に係る「地球温暖化対策のための税」の還付措置を3年間延長する。

### 施策の背景

- 平成24年10月より、エネルギー起源CO2排出抑制を図るため、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に、「地球温暖化対策のための税」を上乗せ
- 導入にあたっては、税率の段階的引上げを実施
- 輸送部門においては、環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用(モーダルシフト)を推進する観点及び公共交通機関として国民生活を支えている役割に鑑み、一定の運送の用に供する場合に限り、還付を実施

### 要望の概要

#### 特例措置の内容

【地球温暖化対策のための税】  
一定の運送の用に供する石油製品※について 還付措置  
税額を還付

※一定の運送の用に供する石油製品

- ・ 内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油
- ・ 鉄道事業に係る軽油
- ・ 国内定期航空運送事業に係る航空機燃料

#### 要望

現行の措置を3年間延長する。  
(平成29年4月1日～平成32年3月31日)

